

体罰の歴史的背景

中房敏朗

2013年12月5日受付 2013年12月25日受理

Historical background of physical punishment

Toshiro Nakafusa

キーワード：軍事的起源説、近代学校制度、スポーツ界の「学校化」

1. はじめに

本稿の目的は、体罰の歴史的背景について先行研究を手掛かりに描出することである。その際、オリジナルな史料を用いて精密な立論を展開することはできないが、今日の体罰が置かれている歴史的な流れや全体的な構図について、できるだけ射程を大きく広げながら探り出すことをめざそうとした。

なお、本稿では「刑罰」としての体罰は取り扱わない。本稿で取り上げる体罰は、アーロン・ミラーの言葉を借りれば「権威的立場にある者が従属する立場にある者をしつけるか、罰するために、叩く、殴る、蹴るなどの行為を働くこと」(Miller 2011: 81, 邦訳: 154)を意味する。ここで示された、「権威的立場 (a position of authority) の者」と「従属する立場 (a position of a subordinate position) の者」というある種の身分関係は、本稿にとっても重要な視点である。この関係が成立する場所を探ることが、体罰の根底的な淵源の1つを探ることに繋がるためである。

2. 体罰の軍事的起源説

体罰の歴史的な淵源はどこにあるのか。片山(2013)によれば、体罰は「近代日本の遺物」であり、戦前の軍事的規律が体罰として広く普及したという。転機は日露戦争であった。火力も体格も劣る日本が大国ロシアに勝利したのは、「大和魂」という精神力の結果である。多くの軍人がそう思い込んだ。大正末期からは、軍隊教育だけではなく、一般の学校にも軍事教練が広く課せられた。こうして過激なしごきが教育の一部になった。この伝統が戦後も残存したという。同様に、軍隊の規律に体罰の淵源をみたのは谷釜(2013)、進藤(2013: 9-10)であった。明治19年の学校令により「隊列運動」が採用され、これを担当した退役軍人が軍隊の規律を生徒に求めた。これが体罰の是認に向かい、この伝統が運動部の先輩・後輩の上下関係の中で、戦後も長く再生産されつづけてきたという。

一方、こうした体罰の軍事的起源説に同意しないのが宮下（2013）である。なぜなら軍事的起源説では、戦後「非軍事化」を宣言し、民主主義国家になって60年以上も経過するのに、いまだに体罰がなくなる現実を説明できないからだ。

以上のように、一方では、体罰は戦前の軍事的規律の遺物であるとし、他方では、軍事的起源説では現在の体罰の存在を説明できないとする。なるほど、どちらの主張にも一理あるように思われる。わたしは、現在の体罰は軍事的起源説のみでは説明できないが、戦前の軍事的な国家体制によって体罰が助長・強化された側面は否定できない、と考えている。そう考える1つの根拠がある。「びんた」である。『日本国語大辞典』（2001）によれば、「びんた」という日本語は大正から昭和初期にかけて多数の新語辞典に見られるようになった「新語」であり、「軍隊用語からの浸透」とされるからだ。もちろん言葉だけが独り歩きしていたとは考えにくい。言葉が浸透した背景には、「頬を平手で打つ」という身体的懲罰が実際に軍隊を超えて幅広く見られる実態も伴うようになっていた、と推認するのが妥当であろう。つまり「びんた」は戦前の軍事体制から派生した技法であり、いまでもスポーツ界や学校で（あるいはドラマや漫画などのメディアの中で）くりかえし再現されているとすれば、それはまさに戦前の遺物であると見なしてもよいだろう。「びんた」の事例は、体罰の軍事的起源説を補強する一例といえる。

しかし、それにもかかわらず、戦前の軍事規律が体罰を生み出した根本原因ではない、ともわたしはみている。どういうことか。以下にその説明をしていこう。

3. 体罰の文明史的由来

ジャレド・ダイヤモンド（Diamond 2012: 194、邦訳上巻: 332）は『昨日までの世界』の中で、「社会には、子どもに体罰を与える社会と、体罰を与えない社会とがある」と述べている。ダイヤモンドは米英で生理学を修め、その後ニューギニア高地を始めとする世界各地の未開社会で研究生活を送るなど、人間社会の進歩について深く探求してきた多才な生物学・人類学者である。彼によれば、狩猟採集民は、最小限の体罰しか行わない集団が多く、農耕民や牧畜民は、反対に体罰を行う傾向が強いという。この一定の傾向の理由を説明するために、彼は2つの解釈を提示する。①農耕民や牧畜民は、耕作物や家畜といった私的財産を所有する。個人が私有財産を所有する傾向がつよいほど、子どもの過ちによって損失する財産の範囲も広くなるため、過ちを犯した子どもに対する懲罰の程度が厳しくなる、という解釈である。さらに②定住社会では、行使可能な権力の個人差が、より顕著になるような仕組みで構成される。この違いを敬わせ、学習させるために、体罰が用いられる、という解釈である。

中谷（2004: 30）は、別の観点から、牧畜民に体罰が多い背景について次のように解釈している。すなわち牧畜民は、家畜の飼育や調教を通して、「餌（報酬）」を与える他に、「力（恐怖）」で動物を屈服させる方法と有効性について日常的に学習する。その結果、人間に対してもそれを転用するようになる、という解釈である。

そうすると、「家畜の飼育」はさて措くとしても、「私有財産」や「権力の格差」がなくなる限り、体罰を与える文化的要因は根底的には排除できない、と理解すべきであろう。すなわち体罰は、洋の東西を問わず、古代文明（あるいは定住・農耕）の発生とともに古い人間文化である、と再認識

することが重要である。とりわけ、社会的地位の格差（王を頂点とする階級差）が生まれ、その地位が世襲的に固定化されるとともに、いかにいけば非対称的な権力関係が強固に形成されるとともに、上位（優位）の者から下位（劣位）の者にたいして、一方的に（あるいは専制的に）指示・命令・要請・要望・指導・期待・指図する機会が急激に増加する。ここで重要なことは、次のような一定の観念も同時に形成される、ということである。すなわち上位の者は下位の者に対して指示等を発するのは当然であり、また下位の者はその指示等に従うのが当然である、とする観念である。この観念が両者に共有されると、体罰を含むあらゆる懲罰が肯定されやすい状況が生まれる。こうした関係の中には、男女の性別役割の発生と固定化も視野に入れることが重要であろう。もちろん男性が「優位」で、女性が「劣位」という上下関係にはかならない。

社会的地位の上位の者から下位の者に対する指示等にもかかわらず、相手が自分の意に沿わない言動や態度をとったときに（かつまた、相手が歯向かわない/歯向かえないことを前提に）、上位者が下位者に対して「身体的懲罰」を課す。これが文明誕生以来の「体罰」発生の構図であろう。しかもこの構図は古代文明のみならず、「暗黒の中世」はおろか、「啓蒙の近代」に至るまで強固に維持されつづけてきたのである。しかも留意しておきたいことは、この構図が単なる社会習慣としてのみならず、国家の「法制度」としても構成されてきた事実である。たとえば近代イギリスの法解釈書『刑事訴訟論』（Hawkins 1716: 130）では「親が自分の子どもを、主人が召使いを、学校教師が生徒を、看守が囚人を、夫が妻を、理性的方法（reasonable manner）で懲罰する場合、暴行罪に問われない」と説明される。一定の社会関係の中では、暴行罪の阻却事由が成立するということだ。だが、理性的な懲罰とはいかなるものか。むろん法令には具体的例示はない。したがって、親子などの一定の地位関係が結ばれている状況下で行使された暴力は、「懲治」の意味が込められてさえいれば、ほとんど全て合法化されたことであろう。

子どもに対する親の体罰は「自然権」である（是父母的自然権利）、との主張も見られるが（「体罰」2013）、「文明」の発達とともに、「長幼の序」を重んじる儒教のような思想が形成されると、年長者を敬うことがたんなる規範ではなく、高い価値をもった「美德」と考えられるようになる。その結果、親から子へ（あるいは先輩から後輩へ、教師から生徒へ）の懲戒は、いかなる方法であったとしても受け入れることが肯定され、正当化され、美化されることに繋がったであろう。

4. 近代学校制度と体罰

教師-生徒間の体罰も、明らかに非対称的な権力関係の中で、地位の絶大な格差を利用して（しかも相手が歯向かわない/歯向かえないことを前提に、なおかつ身体的な体格の差も比較的大きいから容易に）行われる。したがって体罰は、体育・スポーツ界に固有の問題と捉えるべきではない。「教師-生徒」の関係が存在するところでは、つねに体罰への衝動も存在してきたのである。古代ギリシア・ローマの時代から、中世を通じて、教師は、少年や青年の学業不振、規則違反、不服従などに直面すると、罰として身体的苦痛を与えてきた（細井1972: 154）。中国でも古来から「教刑」（戒尺責打不遵守教令の人、打って教えること）という常套句や、「打たなければ人に成らない」という格言によって、教育目的の体罰がしばしば正当化されてきた（増田1962: 4）。最近の調査でも、中村（1986）、喜多（1988）、安藤・小菅（1994）、梅津（2003）、文部科学省（2013）は、学校での体罰が体育のみな

らず全教科にわたって発生していることを示唆している。近代学校制度の創設は、古代文明において男性貴族（戦士）の特権として誕生した「教育の機会」を、万民に等しく解放することに貢献したが、同時に教師-生徒間の「体罰」までもひろく大衆化させる結果をもたらしたのである。

加えて体罰は、日本独自の文化というわけでもない。セルジオ（2013）は「体罰は日本の文化の一部」と主張するが、日本以外でも体罰は存在する（Miller 2011: 81、邦訳: 154）。むしろ西欧の教育史は「体罰史」に等しいと表現する者（江森 1989: 245）さえもいる。どうして学校の中では、体罰が執拗に繰り返されてきたのか。その理由を近代大衆学校制度そのものに求めたのが寺崎（2013）である。

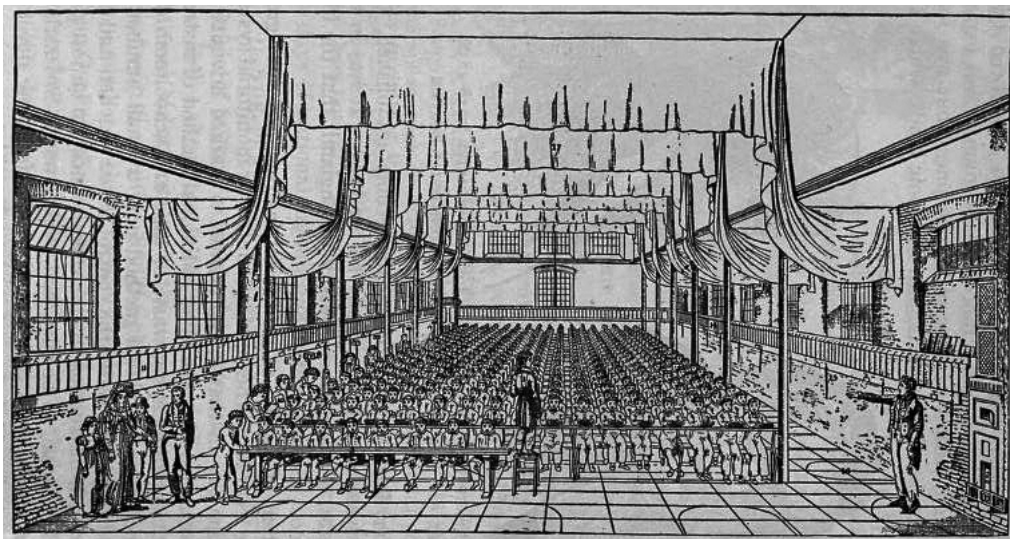


図1 ランカスターが創案した教室（ロンドン、バラ・ロードの学校）。ランカスター・システムとも呼ばれた。
 （出典 Cubberley, E.P. (1922), *A Brief History of Education: a history of the practice and progress and organization of education*, Houghton Mifflin: Boston, p. 340）

寺崎によれば、近代大衆学校はジョゼフ・ランカスター（1778-1838）とアンドリュウ・ベル（1753-1832）によって1800年頃イギリスのロンドンで発明された。そして、生徒たちが一糸乱れず揃って前を向き、教壇に対面しつつ一望の下に監視されるという、特異な空間が生み出された。ランカスター自身（Lancaster 1805: 8）はこれを「秩序と教授のシステム（system of order and tuition）」と誇らしげに呼んだが、これはもちろん現在の世界中の学校の教室の原型にほかならない（図1）。こうした空間は、なによりもまず生徒たちに一律の身体的な規律を要請しなければ成立しうものではない。教師が望む整序された空間をもしも攪乱する者がいれば、当然のことながら、ただちに懲罰が課せられる。ランカスターは「首かせ、足かせ、それを着用したままでの教室一周、屋上からの籠つり、袋つり、放課後の軟禁、“パレード”と呼ばれる校内一周のひきまわし」などを例示した（安川 1981: 214-5）。いいかえれば、近代の「教室」という密閉空間は、その誕生時から、あからさまにであれ、控えめにであれ、懲戒の恐怖と一体となったある種の構造的意味を内在させていたのである。

その後もイギリスでは19世紀を通して、体罰に反対する親の声にもかかわらず、あるいは粗暴な親からの暴力や暴言の恐怖にもかかわらず、そして体罰の結果次第では起訴されるかもしれないという脅威にもかかわらず（1860年に教師の体罰によって当時15歳の生徒が死亡し、教師が懲役4年の実刑を受けた）、体罰は学校でくり返し行使され続けたのである。

Middleton (2012) は、「鞭を惜しめば子はだめになる (Spare the Rods, and Spoil the Child)」という古い格言をもじった「鞭を控えよ (Spare the Rods)」という題名の小論において、19世紀以降の教師の体罰について素描している。それによれば、教師は体罰を躰/規律 (discipline) の道具と思い込み、クラスの秩序を維持する手っ取り早い方法であると頑なに信じていた。他方、パブリック・スクールで教育を受けた多くの政治家や裁判官たちも、体罰を正常かつ自然の一部と考えていた。彼らは、体罰に反対する親の気持ちには共感せず、むしろ体罰を学校内の標準的な躰/規律の手段として制度化するために努力した。1890年代初頭以降になると、子どもへの打擲を望む教師たちの権利が、行政的・法的な措置によって保護された。授業担当教師の体罰がついに認可され (以前は、体罰を行使できたのは学校長だけだった)、校長は懲罰を課すための権限が大きく拡張された。第一次世界大戦までに、親の反対の声は抑圧され、体罰は正常かつ期待される躰/規律の形式として確立されることになったのである。学校の体罰が法律で禁止されるためには、1987年まで待たねばならなかった。

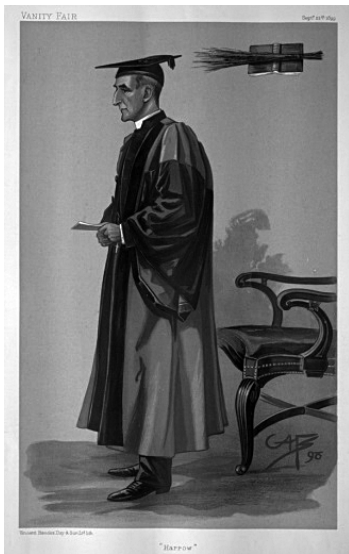


図2 19世紀末の週刊誌の挿絵。イートン校の学校長。壁には権威の象徴「枝笞」が丁重に据えられている。
(出典 *Vanity Fair*, September 21 1899)



図3 19世紀の新聞の挿絵。タイトル「カールへのケーン (答)、あるいはケーンとケア (治療)」
(出典 *The Queensland Figaro*, July 28 1888, p.140)

「教鞭を執る」という言葉があるが、これは何かの比喩ではない。鞭は実際に教師の「象徴」だったのである。イギリスでは「枝笞 (birch)」や「杖 (cane)」を持った教師の姿が、さまざまな図版に描かれた (図2、図3)。鞭はまた教師の「権威」や「威厳」を示したが、それは学校の秩序維持のために鞭が実際に有効活用されていたからにはほかならない。日本では、明治に入って近代学校制度の導入とともに「教鞭」も併せて持ち込まれたようである。「中沢先生は<略>かっつとすれば教鞭でもってぐらぐらするほどひとの頭をぶったりした」(『銀の匙』後編一)。江戸時代の藩校や寺子屋では、そもそも教師が鞭を持つことはありえなかった。けれども西洋の学校制度の導入が、日本の教師にも「教鞭」を持たせる契機になったのである。日本の教鞭は、制度的には教授に用いる指示道具の1つとして規

定されていたが（江守 1989: 250）、実態はしばしば教師の権威を示し、「頭をたたくにはこれがいちばん」（『銀の匙』）の道具になっていた。

5. スポーツ界の「学校化」と体罰への衝動

ロバート・ホワイティング（Whiting 2013a, Whiting 2013b）は『The Japan Times』の電子版に、日本のスポーツ界（プロ野球、大相撲、プロレス、高校野球、東洋の魔女など）で歴史的に見られた体罰の数々について2回のシリーズに分けて紹介している。その中で文化人類学者アロン・ミラーの近著『体罰の言説：日本の学校とスポーツにおける体罰の人類学』（2013）の一部を紹介した。すなわち「日本には暴力に関する単一の見解は存在しない。日本には、他の国々と同じように、さまざまな意見や行動がある。日本人は暴力的だと考えることも誤っているし、反対に非暴力的だと考えることも誤っている」とミラーは主張しているという（Whiting 2013a）。

ミラーは別稿（Miller 2009）で、日本の体罰に関する言説がきわめて多様であることから、体罰は「多声的なシンボル（multi-vocal symbol）」であるとも主張している。つまり体罰は時々の文脈や話者の立場によって解釈を自在に変え、多義的で、論争的な焦点になりやすい、1つのシンボルであるというのだ。ある人にとっては、体罰は「根性主義」の現れであるし、別の人にとっては、監督が選手に「精神」をつぎ込む方法である。またある人にとっては教育の「厳しい」方法にすぎないが、別の人から見れば、たとえ「厳しい」トレーニングであっても体罰は必要ないという。体罰はしつげのために必要だという人もいれば、「指導」する義務の成就であるという人もいる。別の文脈では、体罰は単なる暴力や虐待や力の乱用にすぎない、と強調されることもある。ミラー（2013）の別の表現を借りれば、日本の体罰を理解することはまさに「日本人が抱える数々の摩擦や緊張関係、逆境や懸案事項」を理解することなのである。こうしてミラーは、安易な文化の類型論に陥らないように注意しながら、「多声的なシンボル」としての体罰が実際にどのように使われているのか、どのような文脈で実際に語られているのかをきめ細かく探求しようとした（Miller 2009）。

そうした点を踏まえた上でもなお、日本の体罰には1つの文化的特徴があるのではないかとホワイティングは指摘する。すなわち日本の監督やコーチはアメリカよりも「軍国主義的」であり、プロかアマチュアかを問わず、「命令-服従」という絶対的な「上意下達構造（top-down hierarchy）」によって特徴づけられるというのだ（Whiting 2013a）。

この指摘と重なる主張を、東原・ミラー（2013）が示している。すなわち日本のクラブ活動（体罰を含む懲罰も）の特徴は、当事者の一方（監督）が決定したことに他方（選手）が事実上従わざるを得ない「附従契約」（contract of adhesion、付従契約、符合契約とも訳される）の論理に支えられながら成立していることにある、という。どのクラブに入るかは本来、生徒の任意のはずである。ところが、自由契約を建前としながらも「自発的服従」を強いるのが「附従契約」の特徴であり、かかる「附従契約」が常態化している点が日本のクラブ活動の特徴とする。しかも学校教育の一環としてスポーツ活動が展開してきた日本では、学校のみならず、スポーツ界全体までも「附従契約」の論理が広がりやすい環境が歴史的に整えられてもいる。これが、いまだに体罰を根絶できない所以とされる。

以上の事柄を、わたしの言葉に置き換えれば、日本のスポーツ界は過剰に「学校化」している、ということになる。ここでいう「学校」とは、学習の前提として一定の身体的規律を強いると共に、懲

戒の恐怖を内在させた「近代大衆学校」の謂いであり、さらに暴行罪の阻却事由にもなった文明発生以来の「非対称的な権力関係」によって成立する「教師-生徒」のこともである。加えて日本には（東アジア諸国も）「長幼の序」に逆らわないことが「美德」として重んじられる伝統的な価値観も存在する。こうして日本のスポーツ界では、監督を頂点とするあたかも「教室」のような密閉空間が形成され、当該集団（附従契約）から脱退したり、他の集団へ帰属を移行するという選択肢が、ほとんど顧みられなくなる。むしろ選手や生徒は「自発的意思」で逃げ場のない「上意下達構造」に参入し、その中でサバイバルしながら勝利の夢や栄光をひたむきに追い求める。そしてその成果や実績によって、つまり（マスコミの報道によってしばしば社会的・精神的価値が高められもする）「勝利」および勝利から得られる「進学・就職」によって、勝利に至るまでの困難な過程が（たとえそれが「きれいごと」では語りきれない内容を含むものであったとしても）肯定され、正当化され、美化される。なおかつ「教室」の外側でも、「勝利」や「成果」を期待する熱心な「保護者（視聴者やファン）」が控えているという現実さえもある。より多くの「勝利」や「成果」が積み上げられれば上げられるほど、「教室」の外側の人間は、「教室」のなかの事柄に対して口出ししづらくなる。もとより密室性の高かった「教室」は、これによりますます外部の影響を受けにくくなり、勝利や成果といった「結果」の透明性とは対照的に、結果に至る「過程」がさらに見えにくくなる。長幼の序を敬う伝統的な「美德」が広く共有されている限り、「教師」（監督・先輩）は、「生徒」（選手・後輩）から攻撃される心配もない。「厳しい指導」がかえって、「生徒」の感謝の念を呼び覚ます。そんな倒錯した心理も見え隠れする。こうした全体的構図のなかで、体罰への衝動が惹起する。そしてその際、戦前の軍事規律から派生して広まった「びんた」という身体技法をもしっかりと継承しながら。

6. おわりに

本稿は、今日の体罰が置かれている歴史的な流れや全体的な構図について、できるだけ射程を大きく広げながら探り出そうとした。その際、筆者の関心の根底にあったのは、体罰は歴史的・文化的構築物である、という視点である。エドワード・タイラー（Tyler 1871, vol.1: 1）の古典的な「文化」の定義を借りれば、体罰とは人間によって獲得された知識、信条、芸術、法、道徳、慣習など、他のいろいろな能力や習性を含む「複雑な総体」にほかならない、ということだ。ただし本稿では、歴史的・文化的な文脈を強調するあまり、個人の気質やパーソナルヒストリー、体罰が発生する個別具体的な状況や心理過程などについては軽視することになった。また、体罰を容認してきたキリスト教的な宗教観や、子どもをいかなる存在として捉えてきたかという子ども観の変遷についても、議論の射程からあえて除外した。限られた紙数の中では、議論が錯綜すると考えたからである。今後の課題としたい。

最後に、本稿の議論の概要を示しておこう。体罰は日本独自の文化ではない。ただたんに戦前の軍事的規律の遺物でもない。体育界に限った悪弊でもない。体罰は、行使可能な権力の個人差が顕著に現れた古代文明の発生とともに古い人間文化である。権威的立場にある者がその従属的立場にある者をしつけ、正し、罰するために身体的懲罰を課したのである。主人が召使いを、教師が生徒を、親が自分の子どもを、看守が囚人を、夫が妻を懲罰することは近代に入っても幅広く容認されてきたうえ、理性的方法であれば暴行罪に問われることもなかった。近代学校制度が創設された後でも、教室という密閉空間の秩序を維持するために、教師はつねに体罰を含む懲戒の権限を背景に持ち続けた。「教

鞭」を執るという言葉は、ムチが実際に物理的権力の象徴として使われていた時代があったことを示している。

明治以来、「学校」管理下で発達した日本の体育・スポーツ界は、監督や主将を頂点とする「教室」のような密閉空間をつくり出してきた。選手は「自発的意思」でその中に参入し、勝利の夢や栄光を一途に追い求めた。監督（先輩）と選手（後輩）は、「命令-服従」という「上意下達構造」によって絶対的な関係を築いた。教室の外では、勝利の栄光を渴望する「保護者（視聴者やファン）」が多数控えてもいる。勝利に至る過程においてたとえ「きれいごと」では語りきれない内容があったとしても、マスコミによって賞揚されもする「結果」さえ出れば、ほとんどすべてが是認され、正当化された。長幼の序を敬う美德も根強い。厳しい指導によって生徒から感謝されるという倒錯した心理も見え隠れする。こうした全体的な構図の中で、体罰への衝動が惹起した。その全体的な構図はまた、「びんた」という戦前の軍事的遺物を巧みに使いこなす監督をも少なからず温存させたようである。

文献

安藤房治・小菅ゆみ（1994）「学校における体罰に関する一考察：教育学部学生の体罰体験と体罰意識調査をもとに」『弘前大学教育学部紀要』72

Diamond, Jared (2012), *The World until Yesterday: What Can We Learn From Traditional Society?*, Viking Penguin: New York [ジャレド・ダイヤモンド／倉骨彰訳（2013）『昨日までの世界：文明の源流と人類の未来（上・下）』日本経済新聞出版社：東京]

江森一郎（1989）『体罰の社会史』新曜社：東京

Hawkins, William (1716); Scott, G.L. ed. (1762), *A treatise of the pleas of the crown; or, A system of the principal matters relating to that subject, digested under proper heads*, E. Richardson and C. Lintot: London.

細井房明（1972）「体罰についてのベスタロッターの見解」、東北大学教育学部『研究年報』20

片山杜秀（2013）「体罰 近代日本の遺物」『朝日新聞』2013年2月19日朝刊

喜多明人（1988）「<論説>体罰に関するノート」『立正大学文学部論叢』87

Lancaster, Joseph (1805), *Improvement in Education as it Respects the Industrious Classes of the Community*, 3rd edition, Darton and Harvey: London.

増田史郎亮（1962）「中国に於ける体罰の史的考察」、長崎大学学芸学部『教育科学研究報告』9

Middleton, Jacob (2012), Spare the Rod, *History Today*, 62 (11)

Miller, Aaron (2009), Taibatsu: 'corporal punishment' in Japanese socio-cultural context, *Japan Forum*, Online publication date: 15 April 2010 <<https://coa.stanford.edu/sites/default/files/ALMTaibatsuJapanForum.pdf>> accessed 2013-11-18

——— (2011), Taibatsu: from educational solution to social problem to marginalized non-issue, in Goodman, Roger et al., *A Sociology of Japanese Youth: From returnees to NEETs*, Routledge: New York [アaron・ミラー（2013）／井本由紀監訳／西川美樹訳「体罰：教育的対策から社会的問題へ、そして問題の周縁への変移」、ロジャー・グッドマン他編著／井本由紀監訳／西川美樹訳『若者問題の社会学：視線と射程』明石書店：東京]

ミラー, A. (2013) / 星野恭子訳「日本の体罰に関する著作『体罰の言説』で、私は、何を、なぜ、どのように書いたのか」、『DAILY NOBORDER』2013年9月16日、<<http://no-border.asia/archives/14676>> accessed 2013-11-18

宮下充正（2013）「体罰を考える—“叱る”と“誉める”：3対7—（前編）」『体育の科学』63（6）

文部科学省（2013）「体罰の実態把握について（第2次報告）」平成25年8月9日（金）

中勘助（1913-15）『銀の匙』岩波書店：東京[1999改版]

中村章（1986）「本学学部生の体罰体験について」『愛媛大学教育学部紀要・第I部, 教育科学』32

- 中谷彪 (2004) 「学校教育における体罰の風土的考察: 稲作農耕民族と牧畜民族の人間観と教育観の比較検討の視点から」『武庫川女子大学紀要. 人文・社会科学編』52
- 日本国語大辞典第二版編集委員会編 (2001) 『日本国語大辞典 第二版』小学館: 東京
- セルジオ越後 (2013) 「ブラジルなら大乱闘」『朝日新聞』2013年1月31日朝刊
- 進藤省次郎 (2013) 「体育教育・スポーツ部活動と「体罰」・暴力」、学校体育研究同志会編『たのしい体育・スポーツ』275
- 「体罰」維基百科: 自由的百科全書 <<http://zh.wikipedia.org/wiki/体罰>> accessed 2013-11-18
- 谷釜了正 (2013) 「負の伝統 根絶への決意」『朝日新聞』2013年3月1日朝刊
- 寺崎弘昭 (2001) 「欧米学校体罰史研究: その概観と批判」『東京大学大学院教育学研究科紀要』40
- (2013) 「イギリスにおける体罰の歴史」『教育と医学』61 (8)
- 東原文郎・アーロン・ミラー (2013) 「体罰と権力: 文化人類学と<体育会系就職>論からみた体罰考」『体育の科学』63 (10)
- Tylor, Edward Burnett (1871), *Primitive Culture: researches into the development of mythology, philosophy, religion, art, and custom*, London: John Murray & Co., 2 vols.
- 梅津迪子 (2003) 「成育過程の経験によって醸成される体罰観・暴力観の研究」『聖学院大学論叢』15 (2)
- Whiting, Robert (2013a), Corporal punishment has long history in Japanese sports, *The Japan Times*, May 26 2013, <<http://www.japantimes.co.jp/sports/2013/05/26/baseball/corporal-punishment-has-long-history-in-japanese-sports/#.UooCH0BrrNk>> accessed 2013-11-18
- (2013b), Severe sports training methods became taibatsu in time, *The Japan Times*, Jun 2, 2013 <<http://www.japantimes.co.jp/sports/2013/06/02/baseball/severe-sports-training-methods-became-taibatsu-in-time/#.Uo8lRcTlaYg>> accessed 2013-11-18
- 安川哲夫 (1981) 「実際の教育の改革者 A. ベルの教育 = 訓練思想とその実践 (続): 「ベルーランカスター論争」研究の一環として」『金沢大学教育学部紀要 教育科学編』30